

第四十三回国会 参議院農林水産委員会會議録第三十二号

昭和三十八年六月七日(金曜日)

午後一時二十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 櫻井 志郎君
理事 仲原 善一君
堀本 宜実君
渡辺 勘吉君
森 八三二君

委員 井川 伊平君
植垣弥一郎君
岡村文四郎君
木島 義夫君
中野 文門君
温水 三郎君
野知 浩之君
藤野 繁雄君
大河原 次君
大森 創造君
亀田 得治君
北村 暢君
矢山 有作君
安田 敏雄君
天田 勝正君

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林大臣官房長

農林省農林

経済局長

事務局側

常任委員

会専門員

農林水産委員会會議録第三十二号

説明員

農林省農林経済
局農業保険課長 岡安 誠君

本日の會議に付した案件

○農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農林水産政策に関する調査(農作物の被害状況に関する件)

○委員長(櫻井志郎君) ただいまから委員会を開きます。

農業災害補償法の一部を改正する法律案を議題とし、昨日に引き続き質疑を行なうことにいたします。質疑の

○北村暢君 私はまず農業災害補償法の一部改正という点で出ております

この法案の持つ意義でありますけれども、これについては政府の説明による

という、相当抜本的な改正である、まあこのように言われておるのであり

ますけれども、私はこの法案が三年にわたって問題があり、継続審議または

廃案というような形でやつて参りました、衆議院の修正案に基づいて今度の

改正案が出てきているのでありますけれども、これを見ますと、私は

抜本的な改正というふうには実は受け取れない。昨日も藤野委員その他から御発言があり、質疑が行なわれておりますけれども、現状の共済制度とい

したがって、私はまず第一番目にお伺いしたいのは、農業基本法が制定になりまして、基本法第十条にお

いて農業災害に関する施策について基本法は規定をしておりますのであります

けれども、この規定の精神について、私はお伺いしたいのであります。

この基本法が制定になった後における改正でありますから、当然私はこの基本法の精神に沿うところの趣旨でな

るので、基本法第十条では「災害によつて農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を

図るため、災害による損失の合理的な補てん等必要な施策を講ずるものとす

る。国がそれをやれという事を明らかに規定をしております。

したがって、今度の改正案がこの災害による損失の合理的な補てんという点に

ついて、私はまず改正案が抜本的であるのか、あるいはこの改正案が、

三十年前の改正のときにも、あのときにも抜本的な改正だ、こういうこと

であつたんですが、法案が通ると同時に、もう農民の不安というものが

出てきた。私は、今度の法案が通過して、この災害補償制度に対する信頼、

また不満というものは消えないんじゃないか、また直ちに起こってくるん

ではないかということが想像されるのであります。したがって、この基本法制定

下における農業災害補償制度の抜本的なものに該当するといふふうに大臣は

考えてこれを提案されておられるかどうか。この点をまずお伺いをしたい

と思つております。

○國務大臣(重政誠之君) 今回の改正が基本法第十条にいわれる「合理的な補てん」ということに当たるかどうか、そしてそれがまた抜本的な改正で

あるかどうかという御質問であります。基本法第十条にいわれる合理的な

災害の補てんといふことは、これは、この農業災害補償制度そのものがそ

うであるとは信じておるわけでありまして、しこうして、今回の改正案は、そ

の共済制度の中のあるいは強制方式の一部緩和いたしますとか、あるいは

被害率の算定の方法を改訂いたしますとか、あるいは組合の責任部分を拡大

をしようとするとか、その他いろいろ重要な部分につきまして今度の改正案は改正

をしようとするとか、あるいは組合の責任部分を拡大をしようとするとか、

これがあつて私は抜本的な改正であるとは申しません。申しませんが、少なく

とも現行共済制度より数歩前進した改正である、私はこういふふうに考

へておるのであります。抜本改正と申しますれば、あるいはこの共済の対象にな

ういう建前からいたしますれば、それらの点につきましては、今回の改正案

には十分なる改正が行なわれておらぬわけでありまして、目下これらは検討

をいたしておるわけでありまして、この次には、必ずそつとより根本

的な問題についての解決をはかつて共済制度の改正が行なわれるべき筋合

いものであると考へております。したがって、今回の改正案が抜本的な改正

であると、声を大にしてあえて言つても私は、私はございませぬ。

○北村暢君 そこで、私はまず、この合理的な補てんといふことについての

抜本的な改正でないが数歩前進と、こ

うおつしやるのであります。災害の

国の施策は、これは災害補償制度だけではもろろろろろろろろろろろろろ

ろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろ

ろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろ

ろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろ

ろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろ

立場に立つて、補償という観点に立たなければならぬ。いや、このように思ふのであります。したがって、今おっしゃられた数歩前進という考え方は、農家の損失に対する合理的な補てんというものの考え方が、従来この農業災害補償法の非常に理解に苦しむ点の一つとして、国家が補償するの、それとも民営の保険システムでいくのか、ここに非常に論議のあるところなものであります。私どもは天然災害といふものは、これはやはり国家の補償によつてやるべきである。これは農民の切実な要望である。で、この問題の論議された中においても、そういう意見が相当強く述べられておりますし、農民の団体である農業中央会等においても、全国の会議でこれを意思決定をして、政府にその善処を要望しているところでありまして、これはすでに御存じのとおり。したがって、現在の数歩前進といわれるこの農業法では、農民の要望による天然災害に対する補償といふものに對しては、私はこたえていないんじゃないか。実質的にもこたえていないんじゃないか。このように思ふんです。したがって、お伺いしているのは、この合理的な補てんといふものが今の改正の形では満たされないんじゃないか。しかも、農民の共済のための掛金並びに賦課金、農家負担といふものに對して、支払金といふものが非常に微々たるものであつて、再生産を確保するに足りるようなシステムにはなつておらない。実質的になつておらない。それはすべて農民の農家の生活の切り下げの犠牲によつて、何とかかんとか災害にあつた者が耐え忍んできている、これが実情で

す。とても災害農家が再生産に元氣よく立ち上がるようなものには、農民の期待されるようなものにはなつておらない。これはきのう来、各委員の指摘しているところなんです。したがって、私はこの合理的な補てんといふものが、あくまでも保険システムでいくのか、将来財政的な余裕の中において補償の方向にいくのか、この点について私は補償の方向にいくべきである、こういうふうに思ふのでありますけれども、大臣の考え方を伺ひたいしたい。

○國務大臣(重政誠之君) 私は北村さんと少し意見を異にしておるわけでありまして。天災はすべて政府がこれを補償するといふ建前は、現在の社会経済の組織では、なかなかむずかしいんじゃないかと思つておるのであります。やはり個人々々の企業についての災害その他は、やはり原則として個人がこれを負担していくという事にならざるを得ないのであらうと思ふのであります。そこでそういうことであつては、どうも非常に農業経営の安定を阻害し、また農家の生活を不安定にさしますから、そこで共同をしていろいろ共済制度あるいは保険制度といふような組織を作つて、そして損害があつた場合に、不時の天災の場合にそれを補てんをしていく、こういう組織を一方に考えなければならぬ、こういうことになるであらうと思ふのであります。しかし、それはあくまでも個人のことであるから、政府なり公共団体といふものは、それをそのままに放つておいていいかといへば、それはそうはいかない。できるだけ国はそういう組織、自治的の組織ではあるけれども、国とし

てはできるだけそういう制度が有効に、円滑に運用ができるように措置を講じなければならぬ。それがために、私はあるいはこの掛金について政府が財政的措置を講ずる、あるいはそれを運営するためのいろいろな事務費を政府が負担していくというふうなことになると思ふのであります。それを政府がやつておるわけでありまして、これは財政の許す範囲におきましては、できるだけ政府としては、そういう方向、措置を講じて進んでいくがよろしいと考えておるのであります。ところがただそれだけでは、そういう自主的な制度だけでは災害の救済ができるかといへば、それは必ずしもそうではありませぬ。ことに広範囲に激甚な災害が起つたような場合におきましては、これは社会的の動揺、不安といふようなものを除去する意味からいいますと、もう自主的な制度より別途に政府はいろいろ考えるべきである。これが先ほど御指摘になりました天災融資法でありますとか、その他のいろいろの金融の措置であるわけであらうと思ふのであります。場合によりましては、金融措置のみならずまた助成の政策も講ずる、こういうことになると思ふのであります。これは両々相待つて個人の企業経営の安定をはかり、また個人所得の安定もはかつていく、救済もやつていく、こういうことになつていくのであらうと思ふのであります。でも、どうも現在の社会制度、経済組織からいいますと、それは全部、災害は政府が負担をして、個人の損失まで補てんをしていかなければならぬのだといふのは、少し行き過ぎではないか、こういうふうに私は考えております。

ではできるだけそういう制度が有効に、円滑に運用ができるように措置を講じなければならぬ。それがために、私はあるいはこの掛金について政府が財政的措置を講ずる、あるいはそれを運営するためのいろいろな事務費を政府が負担していくというふうなことになると思ふのであります。それを政府がやつておるわけでありまして、これは財政の許す範囲におきましては、できるだけ政府としては、そういう方向、措置を講じて進んでいくがよろしいと考えておるのであります。ところがただそれだけでは、そういう自主的な制度だけでは災害の救済ができるかといへば、それは必ずしもそうではありませぬ。ことに広範囲に激甚な災害が起つたような場合におきましては、これは社会的の動揺、不安といふようなものを除去する意味からいいますと、もう自主的な制度より別途に政府はいろいろ考えるべきである。これが先ほど御指摘になりました天災融資法でありますとか、その他のいろいろの金融の措置であるわけであらうと思ふのであります。場合によりましては、金融措置のみならずまた助成の政策も講ずる、こういうことになると思ふのであります。これは両々相待つて個人の企業経営の安定をはかり、また個人所得の安定もはかつていく、救済もやつていく、こういうことになつていくのであらうと思ふのであります。でも、どうも現在の社会制度、経済組織からいいますと、それは全部、災害は政府が負担をして、個人の損失まで補てんをしていかなければならぬのだといふのは、少し行き過ぎではないか、こういうふうに私は考えております。

○北村陽君 私は今の大臣の答弁では満足しないのですが、まあ見解の相違はそれはあつてもいいのだと思ふのですけれども、ただ災害による損失の合理的な補てん等は、国の責任においてやれといふことを基本法でうたつておるわけですね。したがってこれは全部見ること見ないかは別ですよ。したがって今の大臣の、個人的な損失について補てんをするべきではない、それでまだあとのほうの答弁がはつきりしないが、したがってそれでは自主的な保険システムで、いわゆる相互共済的な形でいくべきである、それに国が援助、補助する程度で、主体はやはり保険システムでいくのだ、こういうふうなような説明のように聞かされたのであります。前段の個人の損失を補てんするといふことについて、見る必要がないのだ、これは私はそうじゃないのじゃないかと思ふ。国で天災における損失といふものについて見ていいのじゃないか。これは基本法の精神からいつてもそうじゃないか、こう思つておるのです。それからいま一つお伺ひしたいのは、私は保険システムでやるということが悪いと言つておるのじゃない。青果についての自主的な価格の保険共済制度といふものを自主的に各県でやつておることもございます。したがって、そういう自主的にやれるものはやつていいのであります。やれるものはやつていい。しかしながら大災害等については、やはり私は国家的な立場から農業の生産を確保する、こういう立場から言つて、政策的に国がこの損失を補てんするといふことは、災害の補償をするといふことは、これは私はあつて何も不思議なことではないの

じゃないか、こう思います。でありますから、その点は何かにもやれといふことは言つておるのじゃない、むしろ私は農業災害補償制度の対象が、農作物では米麦、それから桑に限られてゐる、蚕繭共済と家畜、家畜におきましてもこれはもう国の補助という点については、この米麦とは比較にならないのであります。米麦の国の補助といひますか、国の財政負担といふものは、非常に高いのです。畜産関係よりはるかに高い、そういう形でこの補償制度をとつておるというものは、やはり私はほかの農家それ自体の所得を全部補償するといふことになれば、米麦だけではできないわけですね。これからの成長作物である果樹についても、先ほど話のありました果樹についても、蔬菜についても、これは農家の所得に重大な影響がある。しかしながら、今日これらのものが共済の対象になつておらぬといふことは、これはいろいろの理由があるであらうと思ふ。この点もお伺ひしたいと思ふのです。私はやはり一つには、農産物の価格といふものについて、米麦は、米は直接統制であり、麦はもう直接統制ではございませぬけれども、実質的に直接統制と同じ価格において安定をしていふのであります。政府の支持政策といふものから言つて安定している。そういう点から言つて、農作物とは言うけれども、米麦に集中しているこの共済制度において、私は国が政策的に大災害について補償をするといふことについては、これはあり得ることだと、そうでない場合には蔬菜等については、よけいといふ場合には農作貧乏といふことが起こり、また災害のあつたときには価格

が暴騰をして、これはどこで補償するか。まあ所得全体からいへばこれは計算は出てくるだろうと思うんですが、そういう災害による農産物価格の値上がりによってカバーされる面が出てくる。そういうことによつておそれる共済制度の対象品目に入つておられない。まあ雑穀等についても入れろという要求が非常に強くなるのでありますけれども、がんとして今まで入れられてきておられない。こういう点から言つても、この法律の持つ精神というものは、私は相当やはり補償的な性格が強くなくなつて、このように思います。

それからまた連合会の事務費は、一切これは全額国庫負担であります。それから共済組合の事務費の三分の二、これが国庫負担であります。そういうものであつたならば、全額国庫負担をして、この職員が取り扱つてゐるそういう性格のものは、私は公務員にも該当するのじゃないかと思ふんです。給与を全額国で見ている民間の職員というものは、あまりないのじゃないかと思ふんです。そういうものでありますから、性格的にいつても半分以上公営化してきてゐる、こういうふうに思ふんです。したがつて國營的な保険である。で、大臣のおつしやる農民の自主的な共済制度、保険制度というものは、私は非常に薄れてきつたあるんじゃないか。しかも最近においてほとんど言つてゐることは、賦課金はゼロにして、全部国庫負担をすれというふうな要求も出てきてゐる。あるいは市町村へ入れようということでも市町村へすでに移つてゐる例も出てきてゐる。こういう面からいつて、私は性格上からいつても……

○委員長(櫻井志郎君) あつと。今衆議院の予鈴が鳴つておりますので……

○北村暢君 性格上からいつても、私は補償というものは理屈として当然成り立つ。したがつて私は百歩譲つて、譲つて共済制度でできるもの、自主的にできるものは、これはもう区分をして、大災害、天然災害における補償といふものは、やはり明確に補償制度といふものをとつたほうがいいんではないか。この区分がどうもはつきりしておらない。施策には、非常に公營的な性格が強く出てゐるのに、その区分が明確でない。こういう点からいつても、私は補償といふことは当然この中から将来出てきていふのではないかと、このように思ふのであります。意見の違いだということではあります。とにかくこれは将来においてそういう本格的な論議がされる余地があるのかどうか。私は抜本的な改正とは考へておらないが、数歩前進だといふのです。が、私はもうこの次の段階において、そういう点についてまで抜本的に検討をする段階にきてゐる。そうでなければ、この制度自体が私は崩壊するんではないか、こういうふうに思ふんです。そういう抜本的な検討をする段階に私はきてゐる、今日すでにきてゐると、こういうふうに思つておるのであります。そういう点について見解の相違といふことだけでは済まされないので、私はもう一度ふりかへて見ますので、もう一度ひとつ大臣の答弁をお願いしたい。

○国務大臣(重政誠之君) 御指摘のとおり、この制度におきまして、国の負担はだんだんにふやして参つてお

ります。今日におきましては掛金のごときも約三分の二は國が負担をいたしておるということになっておるのであります。その面から考へますと、今のお話のような方向にいくべきではないかというふうにお考えになりますか、一応ごもつともうよいと思ふのであります。しかし、これは制度そのものがやはり個人の所得に關する問題は自主的にやるのだ、こういう建前においてこの制度ができておるわけでありまして、でありますから、私はただいまの北村さんの御意見のように、將來これがどういふ制度か、あるいは公共団体でこれが經營をするとか、あるいは國がこれを全部經營をしていくといふようなところまでいくには、私は相當のまだ検討の余地がある、こういうふうに考へておる次第であります。大災害について國が災害救済に當たらなければならぬといふこと、これはもう現在やつておられますし、またやらなければならぬことであると思ふのであります。しかし、その際個人の所得を補償するといふ建前においては、やつておらないことも御承知のとおりであります。やはりこの大災害によつて社会的な不安が醸成して、生活がみづな不安定になるというやうなことを防止するために、あらゆる手段を講じて政府は救済に當たつておるわけでありまして、しかし、それはあくまでも個人の所得そのものを政府が負担するといふ建前においてやつておらない、これは理解をいたしておるわけでありまして、でありますから、その根本の考へ方があるいは若干違つておるかもわかりませんが、しかし現実の問題としては、運用的にはよほど近いところまで……

ろまで……

○委員長(櫻井志郎君) ちよつと速記とめて。

○委員(櫻井志郎君) 速記起こし。

○森八三三君 昨日この重要な法律を審査する前提として總論的なことで、今回の改正案は完璧なものとは思わな

意を喚起いたしましたことには、忠実に対処するべき私は義務があると思ふのです。そこで抜本的な改正といふことに取り組んで参りました。経済事情、財政事情その他の事情から直ちに解決のできないといふこともござい

ましよう。でございいますから、それが直ちに実現されるかされぬかという問題については、別問題にいたしまして、抜本的な改正をなすべしという要請に対してこたえる姿勢というものは、當然な事なればならぬと思ふのであります。そのために第一にとられ

とを明らかにする責任も、私は政府にあるのじゃないかと思ふのであります。もちろん、これは法規的にそういう責任があると申すのはございませう。道義的にはそういうことであらうと私は考へる。もしそういうものでないといふれば、委員の諸君に対してはほんとうに済まぬことになると思ふのです。忙しい中をひまとして、一生懸命に御研究を願つた結論というものが無視せられる。無視する理由がある場合ならばよろしうございませう。無視する理由も明らかにされずに無視されるというふうなことがあつてはならぬと思ふのであります。

そこで何伺ひたいことは、抜本的な改正をなすべしという両院の主張に対していかに取り組まれたかということ、それを具体的に申しますれば、制度協議会を作つて取り組みましたその結論というものが与えられた。それが取り入れられておる部分と olmayan部分とある。取り入れられておる部分については理由を明らかにする責任が私は政府にあると思ふのです。そのことを制度協議会の答申に沿つて説明をしていただきたい、こう思ひます。

○政府委員(松岡亮君) 昨日も申し上げましたように、協議会で御答申をいただきました制度の内容につきまして、相当部分を取り入れておるわけでございます。これは末端の組合の責任を拡充するということが、それがまず第一であります。第二は、画一的な強制加入を緩和すること、それから同じような趣旨でございますが、それに関連しまして無事戻し等を拡充するというような重要な部分につきま

て、これは保険の仕組みの基本にかかわることでございますけれども、これは相当部分取り入れておるのでございます。ただ、協議会案と違ひますのは、いわゆる機構の問題が一つございませう。これは事業団を作りまして、そこに国の特別会計及び連合会、それに共済基金を加へまして事業団を作つて、そこで再保険をやるといふ仕組みを考えたのが一つ。もう一点は、農家単位の共済、一筆収量建から農家単位に改めるといふ答申でございまして、その点については、今回の改正では取り入れていない。この二点が大きな相違点でございませう。その相違点につきましては、きのうも申し上げましたけれども、まず農家単位共済につきましては、なかなか実施が困難である。その後もいろいろ検討を加へましたけれども、相当膨大な人員なり経費も要る。これは御承知のとおりに農家単位共済をいたしますと、今までは一筆収量建でございまして、損害のあつた筆だけの損害を調査すればいいわけでございますが、農家単位になりますと、それ以外のものも調査しなければならぬ。

【委員長退席、理事仲原善一君着席】

あるいは少なくとも相殺の計算をしなければならぬということになります。それと農家単位になりました場合には、災害が起きた場合に、農家のこれは大きな災害の場合にはもう割合が多くなるということも事実でございませうが、逆にそのかわり農家がもう機会が減るといふ問題もございませう。そういう点から、この際は一筆収量建を続けたほうが實際的ではないかといふこ

とで、農家単位は取りやめたわけでございます。それから事業団のはらは、この農家単位の取りやめと関連いたしておりますが、衆議院の御修正、農家単位のはらも衆議院で御修正があつたわけでございますが、その御修正を尊重いたしましたこと、政府原案で事業団は特別会計だけを改組して事業団にするというふうなことにいたしましたので、それでは必ずしも協議会の御趣旨とはだいぶ離れておりますので、むしろ衆議院の御修正に従つて事業団の設立は取りやめたほうがいい、こういふふうな考え方で、その二点は変えておるのでございませう。

○森八三三君 ただいまの重要な点について改正案に盛り込んだ部分と盛り込まなかつた部分をお話を願つたわけでありませうが、その第一の農家単位建にするということですが、これはやはり北村委員のお話がありましたように、農家の所得を補償をして再生産が間違ひなく進んでいくようにしてあげるといふことが、私はこの法律の趣旨であらうと思ふのです。ですから、その農家全体の所得がどうなるかといふことをにらんで考へていきま

せん、この法律の精神とは離れていくやうになると思ふ。経費がかかるかからぬかといふ問題は、これは別の問題なんです、この法律のねらいは、農家の所得といふものをどこまでも確保してあげて、再生産が間違ひなく進んでいくようにするといふところに、私はねらいがあると思ふのです。そういう意味において、この法律が戦後における農業関係立法としては画期的なものであるといふように申し上げてゐる。

その趣旨から言へば、当然私は農家全体の、米ならば米といふものを見た場合に、所得がどうなるかといふことで、その不足する部分を補てんをしてやるということが正しいことであり、当然なことであると思ふのであります。経費がかかるから、それでどういふ方法をとつたのだといふことでは、法律の趣旨には私はそぐわないと思ふのです。そういうところに抜本的な改正をなすべしという主張があつたのではないかと申すのですが、ただ単に経費がかかるから、そういう措置はできなかったのだといふことだけでは、どうも納得ができません。ところが、ど

うも納得ができないのですが、経費がかかり過ぎるというならば、どこで一体その経費のかかることに對して拒否されたのか、その辺はどうなんですか。

○政府委員(松岡亮君) また拒否されたとか、そういうことはございませう。農家単位を徹底的にやりますためには、増減収の相殺が行なわれるわけでございます。それは結局農家の全筆を調査しなければならぬ。現行の方式によりますと損害の起きたたんぼだけ、その筆だけを調査するということがなつておるわけでございます。これは大災害などの場合が非常な人手を要するということになつてくるわけでありませうが、そのために協議会の答申におかれまして、実は完全な農家単位を予定されなかつたわけでございます。そういうこともございませうし、協議会におかれましては、経過措置としては従来の一筆単位を、一筆収量建を継続することができるようになるという道も開いておるわけでございます。そこに実行上につきまして、かな

り困難な面があるといふことをも當時予想されておつたわけでございます。これはしかし御指摘のように、考え方としてはなかなかつばな考え方、いろいろ議論があるところだと思ふのであります。そのよいところは実は今回の改正におきましては、損害の補てん率を上げるという形で取り入れたのでございませう。つまり、従来は米の値段の七割までを補償するといふのを九割まで補償できるようにするといふ点は、今回の改正で盛り込んでおるのでございませう。

○森八三三君 どうも私は考え方の基本が違ふのじゃないかと思ふのです。と申し上げましたのは、一筆建でやつた場合には、災害のなかつた、むしろ逆に増収したところは対象になりませんから、極端に言へばその分はもうけ得だ、そして損害以上減収した部分だけについて補てんがされるという、個人的に見ますとプラスのほうは不問に付されて、マイナスのほうだけがこで救済される。いかにもその農家に対して親切なやり方をするのだといふやうな、どうも農林行政に對してとかく世間から批判のありますことが、そういうところにあると思ふのです。私は農家全体の所得といふものを考へて、再生産ができないといふやうな状態の場合には、どこまでも国家が補償をしてあげるといふ態度でなければならぬと思ふ。よけいな所得があつた場合には、それを別扱いにするといふやうなやり方については、これは社会通念としては賛成しかねる部分が起きますと思ふのです。そういうやうな変に農林省が親切を押し売りしているやうな格好をおとりになることは、農林行政の

好をおとりになることは、農林行政の

いうことではもちろん毛頭ございません。現行の機構を残しましたのは、中央だけの事情なりで連合会に仕事を委託するという方式ではなくて、連合会は連合会として生かして、連合会の損害評価におきましても、その能力と責任をもって協力してもらうということから、連合会を自主的な組織として残

しておるといふことにいたしましたわけですが、連合会として存続いたしましたし、もちろん安定はしますし、安定するようにはかるべきものでございます。最近人件費等の増額につきまして、いろいろと配慮いたしておりまして、この一、二年間において補助も相当地に増額いたしておるのでございます。そういう面からいまして、決して職員の身分をおろそかにするということのような趣旨は、むしろないわけでございます。

○森八三一君　それでは具体的にその点でお伺いしますが、連合会の職員の人当たり年の額の給与は、さまざまな加算金はいりますが、住宅手当なり、あるいは家族手当なり、賞与なりというものをひくつるめて、一人当たり全国平均が幾らになっておりますか。同時に国家公務員の、これは農林省の平均でもいいと思うのです。農林省職員の平均は幾らになっておるのか。あるいは国家公務員と対比することが適当でないといえますれば、農林省所管

の公団なり、あるいは同種の組織の平均と比べてどうなっておりますか。その具体的な数字をひとつ示していただきたい。

○政府委員(松岡亮君) 政府職員の平均年額、公団の職員の平均年額は、ただ

いま手元に数字を持っておりませんが、共済組合の連合会と農協の経済連あるいは共済連との比較を申し上げますと……

○森八三一君 私の申し上げているのは、純粋な民間的な組織ではなくて、どこまでも国家的な性格を持つ、公的な性格を持つ機関ですから、そういう性格のものとは比べるべきものと思ふのです。農業協同組合と比べるべきものでなくて、公団的な、国家公務員なりというような国家的な公的な性格を非常に強く包蔵しておるといふものと對比すべきであつて、そういう比較をお願いしたい、こういうことなんです。

○政府委員(松岡亮君) 政府職員と公団等の職員の数字は手元にございません。あらためて提出したいと思ひますが、今お話しありました国家的色彩の機関である、こういう点でございますが、これは確かに公共的色彩は強いことは事実でございますが、一面において民間組織として作つてあるものでございます。特にそれ自体任意共済事業もございまして、そのほかの資金の運用等による収入も持った団体でございます。会員組織によりましてメンバーを持った組織でございますので、これが完全な公共的な団体である、あるいは公共機関であるといふことは言いかねるのではないかと、こういうふうに考へるのではありません。一面において団体的な性格を持つていて、こう申し上げていいと思ふのでございます。

○森八三一君 言ひ表わし方はどうでもいいです。そういう言葉の問題でなしに、それは民間の性格を持つ公的機構である、こう言つてもいいし、公的機構の上に立つ民間の運営がなされ

ている、こう言つても、これはどちらでもいいんですよ。いいんですが、この事業の性格というものを考へますれば、非常に高度の公的性質を持つてゐるものだ、こう考へるんです。だとすれば、今の給与を比較いたします場合にも、そういうような性格のものとは比較いたしませんと、これはつり合ひがとれると思ふんです。今農協の共済事業と比較するところですが、農協の共済事業には国家の補助は一銭もありません。比較をなさるとすれば、農協の共済事業を担当している職員にも、今後連合会に金額補助してやるといふお心があるならば、これはちよつと耳寄りな話ですから、そつちのほうへ乗りかえてもいいと思ふんですが、それはならぬでしょう。純粋に民間のものとは違ふんですから、その資格は、今手元に資料がなければ、明日は土曜日で、ございませぬから、この次の火曜日にでもお答え願つてつけようです。それで感じとしてはどうですか。具体的な数字は今ないようであります。感ぜしめとして農林漁業金融公庫なり、そういう機構のものと比べてみて、農協の仕事を従事している諸君の給与といふものは安いのか高いのか。安ければどれくらい、三割くらいか五割くらい安いのか、見当はどんなものですか。

○政府委員(松岡亮君) 農林公庫等に比較すれば多少低いと思ひます。それから地方公務員に比較しても、やや低いと思ひます。そういうことを放りっぱなしにして置いて、そうして非常に重要な仕事をやらせるところに無理があると思ふんです。そういうことだから、年々再々いろいろな問題で会計検査院からも指摘されている。ちよ

うだいたした資料によつても、一向減少しない。情けないことですが、れども、年々指摘件数といふものが減つていきました。これはもちろん職員にその責任があるとは私ども申すのではありませんけれども、やはり待遇も十分に与えて、このことのためにほんとうに常時気をくばつていくようにすれば、こういう目こぼし的ないろいろな問題も発生を防いでいくといふことも、これは関連してできると思ふんです。中途半端な待遇をしておいて、その尻つぱたを叩いただけじゃ、この仕事は完全にできないんです。これは常識的にそうだと思いますが、そのことがいいか悪いかということとは、議論がありますが、実際問題とすればそうだと思う。とすれば、そういう点の改善の考え方、機構上の問題とは、これは私は不可分のものだと思ふんです。そういう点について、どうお考えになりますか。

○政府委員(松岡亮君) 職員の身分の安定なり、待遇の改善が仕事の上に反映されるということは、私もそのとおり感ぜるものでございます。そこでこの数年間国の補助を増額いたしました、待遇改善には努力いたして参つております。国の補助額も非常にこの一年間に大幅に増額になっておるのでございまして、本年度におきましても、従来計上してゐなかつた期末手当を計上いたしましたのも新しくつた措置でございます。まあそういうふうなことで、改善には大いに努力をしておるわけでございますが、今後とも大いに改善をはかりたい、かように考えます。

○森八三一君 今の問題はまた具体的な資料をいただきました上でお尋ねを申し上げるといたしまして、一応この程度にいたしておきますが、その次にやはり総論的な問題として、会計検査院から最近五カ年間指摘を受けた件数なり金額をお知らせをいただきたいといふことにいたしました。資料としてお出しをいただきました。先刻も申し上げましたように、年によつて多少の増減はございしますが、検査組合数に對しまして大体四〇%前後の指摘組合といふものがあるように見受けるのであります。このことは一体どこに起因してあるか。同じような事由に基づくものが、毎年々々繰り返して繰り返して行なわれておるといふこの姿ですね、どこに起因して、こんなことが毎年繰り返されておるとお考へになるのか、その点をひとつお伺ひをいたしたいと思ひます。

○政府委員(松岡亮君) 御指摘のように、会計検査院の検査を受けた結果、非を指摘されておるものが、いまだに相当数あるといふことは、まことに遺憾でございます。これらのものにつきますしては直ちに是正の措置をとつておるのでございますが、今後ともなお厳正に扱うように指導して参りたいと考えておるわけでございます。その原因につきましては、いろいろあると思ふのでございますが、基本的な考えますと、やはり制度に対する不満といふことが、農家から十分な協力を得られないといふことがあるかと思ひます。たとえば指摘されている件数で、目的外使用といふようなことは、農家に不満が絶えないために、掛け金の徴収が意のごとくならぬ、あるいは賦課

金の徴収が進まないというふうな結果から苦しまぎれにこういうことをやっているというふうな事象が見受けられるわけで、一日もすみやかに制度を改善いたしまして、農家の不満をできるだけ緩和するといふことが必要であると感じておるものであります。

○森八三一君 この事由の中に、共済金の一部を組合員に支払われないといふのが五カ年間にトータルで九十九ございします。連合会からはそれぞれ被害額を示して、それが単位農家には送金され、それが一部組合員に支払われないと、目的外使用といふんです。どうも私にはこれは理解しかねるのですけれども、どういふ姿で、組合へ来た金はこういうふうな損害の査定によつてかくかく参りましたと、それを一部勝手に留保しちまつて、それで残りを適当に分けておるといふことは、これはできる相談のことではないと思ふんですが、それが年々あるんです。ね、十三、三十、二十、十七、十九と、これは減つていないですね。監督の不行き届きとか、そういう問題でなくて、結局組合員は掛金も何もやつておらぬと、そうして災害のあつたときに今まで掛金として計算されたもの程度を返してやつて、そこで残余の部分だけは組合員に知らせずに処分をして、組合員としては財布の増減なしといふことですから、何も文句を言わぬといふようなところに原因があるのではないかと思ひますが、その辺のことについて、おそろしくいろいろ事実を生じておる組合については、農林省としては、直接に、あるいは間接に実態調査をなすつたと思ひますが、その実

態調査の結果はどこにあったのですか。

○政府委員(松岡亮君) 調査ももちろんいたしておりますが、やはり組合員から賦課金を徴収できないというよりなこと、支払われた共済金を賦課金のかわりに取ってそれで事務費に充てた。これは目的外使用、こういうような事例でございますが、やはりどうもそういう事例が絶えませんが、これは指摘があり、あるいは農林省で検査した結果として、農林省なり知事が直ちに是正するようにいたしております。是正する前になくするようにすることが肝心でございますから、研修会、講習会等も開き、また制度の趣旨を農家に理解してもらおうということにもいろいろ意を用いたわけでござい

ますが、いまだにこういうことが絶えないのは、まことに遺憾でございます。○森八三一君 どうも努力をしておるが絶えない、まことに遺憾でございます。すといふと、遺憾の意を表する以外に手はなくなつちまうのですが、努力をしていられればつと減つていくならば、努力に対する期待が持てるのですけれども、少しも減らないといふところに、そこにメスを入れていかぬことには、抜本的改正にはならぬのですよ。そこへちつとも手をつけずに、何にもせずに制度そのものを温存しようとする、それがいかにも農家に對して親切であるかのごとき態度をおとりになるといふところに問題がある。なぜ一体こういう情けない事件があつたかといふことにメスを入れなければいかぬと思ふのです。そういうきのうから言つておることですから、

蒸し返しになるので貴重な時間を空費しますから、重ねてどうかは申し上げませんけれども、看板どおり補償制度にするという点になれば、こんな問題は起きないといふことに私はなると思ふ。そこへ発展せぬことには、いつまでたつたつてさいの河原ですわ。そういう感覚が起きておるはずですがね、局長の頭の中には、それが実行できぬといふのは一体どこに原因があるのか、どこに妨げがあるのか、どうか圧力があるのか、その辺どうですか。これは率直にひとつ速記がついてい

から言えぬといふなら、あとで聞かしていただいてもけっこうですがね。(い)や、それはいかぬ、ここで聞かしてもらわにやとつぶやきあり)それはいかぬといふ話がありますから、ここでひとつ。○政府委員(松岡亮君) どうもおしかりを受けるばかりで、まことに申しわけないのですけれども、やはり基本的には、制度に対する農家の不満といふものが根本的原因であらうと考えるのでござい。したがつて組合が、農家の組合員の協力を得ていないといふことから、財政上苦しくなつてこ

うことをやるというのが、やっぱり一番多い根本原因であると思はれております。したがつて何と申しまして、制度を改正して、農家の不満を解消し、あるいは緩和することが根本である、いろいろな正措置なり、指導なり、監督も、もちろんやらなければなりませんが、制度の改正をやりまして、農家が持つてゐる不満といふものを解消し、不公平感といふものをなくしていくということが、絶対に必要じゃないかと感じております。

○森八三一君 お感じになつてゐることは、一步前進の答弁と聞いたのですが、感じておるだけではこれは実を結ばぬのであつて、その感じといふものを実践のほうに移していかなければならぬと思ふ。それが両院の要求した抜本的改正をなすべしといふ主張であつたと思ふのです。その一番重点をばや

かしてしまつて、今後に向かつて、もういふやうな事件が継続せられるであらうといふ改正では、これはこつちのほうから非常に遺憾でございますと申し上げなければならぬと思ふ。そこで、今回の抜本的改正でないとおつしやつたのですから、抜本的改正をい

つおやりになるのですか。というのには、その決議に対して政府は責任のある意思を開陳されたんです。御趣旨はごもっともでございますから、御趣旨を体してすみやかに善処しますといふ、決議に對しての意思表示をなすつておる。今度はそれが出てくることと思つておつたら、まだ抜本的改正ではない。しかし、抜本的改正は制度の基

題になつております果樹共済の実現等についてまだ回答が出てない、蚕繭共済についても改正すべき点があると思

は、作物共済についての改正点が提案されておる、私はその他の部分には今、話を進めておらぬのですよ。作物共済の点について問題を取り上げておる。そのことについてあなたは完璧とは思ひませんとおつしやつたし、大臣も抜本的ではございませんとおつしやつたのです。そこでだんだんお伺ひいたしますと、こ

ういふやうな非違のことがつと年々歳々繰り返してゐるのは非常に遺憾である、そのよつてきた原因はどうかといふと、制度の上に欠陥がある、農民の協力を得られないところの原因があるところおつしやつた。だから抜本的改正、その点にメスを入れなければならぬのですよと、こ

おるのです。あなたの完璧といふのは、作物共済については完璧だ、制度全体を通して蚕繭なり家畜なりその他に欠ける点があるから、そういう点をそろえないことには完璧という姿になりませんと、こ

ういふことですか。とすれば、今まで私のお伺ひしておつた認識のポイントはずれの答弁をしておつたことになるのです。私は作物共済について申し上げてゐるのです。その点どうなんですか。○政府委員(松岡亮君) 昨日完璧でないと申し上げましたのは、農作物共済の改正もこれだけでは完璧だと申し上げかねると申し上げたわけでござい

ますが、それは別に変わつていないわけであり。で、その場合に、より個別化を徹底するとか、そういう点に將來工夫の余地があるのではないかと申し上げたわけではござい。農家の抱いてゐる不満に對しましては、今回の改正はかなりの程度までこたえてゐるといふやうに私も申し上げておるわけ

る不満にこたえていきたい、こういうことを昨日来申し上げておるのでございます。農家が抱いている不満というのは、そういう改正によりまして、かなり緩和されると私もは考えておるわけでありまして。

○森八三三君 それは、掛金のある程度のアンバランスを直すというところは、確かに一歩の前進ではありまじゅうけれども、この指摘事由とあへられておる共済金を全然払わないとか、それから一部を組合に残しておるか、あるいは平等配分をしたとかいうようなことは、これはそういうような問題によつては解決されない問題なんですよ。おそらく平等配分したというやつにいたしましても、一部を留保したというものにいたしましても、私の感じますところでは、全然この制度に対して農民諸君は無関心である。しかし支出事業としてやらなければならぬというところで形を整えておる。たまたま何年かに災害がきたというときには、それまでの負担金なり掛金というものが、仮払いなり仮受けなんという仮勘定で処理をされてきた、そこへお金がちょろだいできた。そこで今までの元利合計を差し引いて処理をして残りの金を目的外に使用するというやり方、あるいは年々歳々にきたものを始末をせぬではいけませんから、年々反別割りで平等に配分してしまふというよりな行き方、これは現に、そういう事例は至るところにあるのです。そういうことの整理をせぬことには、かく年々歳々会計検査院の発表が出る、農林省が横綱なんて書いてあるのを見て私ははんとりに身に迫るものを感じるのであります。いつまでたつたらこの農

林関係のこういう指摘事項というものがなくなるのだらう。調べてみると、うと、こういう金額にしてはたいしたものじゃありません。小さなことですが、件数としてはほとんど半分近いものを占めておる。これが横綱なんという変な記事になつてしまつておる。これを排除して参りますためには、農林行政の信を天下につないでいくためには、この点にメスを入れなければ、今お話しのような点だけでは回避できませんよ。もし今度の改正によつてこういうことが排除し得るという確信が持てますか。私は持てないと思ふ。理由が違ふのです。掛金のある程度公平化したとか緩和していくといったことだけで、こういうような情けない事件について跡を断つというところは、これは僕は不可能だと思ふ。こんなことを申し上げますと、関係の農協の組合のお世話をお願いする役員、諸君にしかられるかも知れませんが、これは私はいかん議論をしておるわけではあります。ほんとうに農民の感じというか、この制度に対する取り組み方というものは、そこにあると思ふのです。で、その点にメスを入れませんか、これは、この制度も困るし、国も貴重な金を使いながら、悪口を言われなければならぬし、一番矢面に立つ農林省としては、しつちゅう天下に醜をさらすということになる。われわれ農林関係の委員といたしましては、一体何をやっていくのかという責任をしようなければならぬと思ふのです。そういう見苦しきことを排除していくというところへメスを入れることが、一番大切だと思ふのです。その点に今回の改正は欠けるものがある。抜本的

でないという声が、そこに私はあると思ふのです。ですから、そういうことがおわかり願ふのなら、すみやかに抜本的改正の趣旨を貫くということを取り組んでいきましようとおっしゃるなら、今回の改正が抜本的でないということはわかりますけれども、これでもう当分は手をつけられないかというのでは、ちょっと私は話が違ふと思ふのです。がね、どうなんでしょうか。来国会ぐらいいやりになりますか。

○政府委員(松岡亮君) もちろん、こういう事態が起きることにつきましては、制度改正をすみやかに実施して、農家に新しい制度をよく理解してもらふという努力が必要でございまして。その点につきましては、大いに努力をいたしたいと思つておりますが、また制度の運営自体にも、いろいろな問題がございまして、それらの改善も大いに協力すべきだと考えておるものであります。で、今回の改正は、私どもとしましては、従来の農家の持つていた不満、低被害地における掛捨ての不満、あるいは強制的加入に対する不満、あるいは損害が起きた場合の補てん率の低いという点に対する不満、それらに対しては、相当な程度までこたえておるといふことは、確信いたしておるのでございまして、したがいましめて、今回の改正が実施されまして、その効果がどこまで発揮できるかということをも見きわめまして、それらを見きわめた上で、今後また改正を要する点があれば、それはまたあらためてやるべきものである、こういうふうに考えておるのであります。

○森八三三君 ここで一べんクツシヨンを入れて、改正をやつてみて、その実績を調べた上で、また抜ける点があれば、正しく改めていくことにやぶさかでない、これはまあ一応の御答弁としてはおわかりますがね。どうでしょう、一べんほんとうに、農協の役員とか、農協の役員だとか、県庁の人だとか、そういういわゆる指導階級の意見でなしに、ほんとうにこの制度の恩恵を受けておる働く農家の率直な、素朴な意見というものを聞きにすれば、私は方向は明確になると思ふのです。ただ、農協の関係者とか、農協の関係者は、これはどつちかというところから意見、自分の立場から発する意見が多いと思ふのです。それを聞いて、それが農民の意見だと思ふになつておるのところに、私は間違ひがあると思ふのです。もつと下の、下のと云つてはいけません、ほんとうに耕作をやつておる農民の意見をお聞きにしたいという意見というものは出てくると思ふのです。そういう意見をお聞きになれば、これはもう補償制度に徹するといふことに、すぐ割り切れると思ふのです。そのために調査がどうだとかどうだとかいふことをおっしゃいます、それは、ほんとうにそういう制度に改めていけば、この問題は、私はそろそろむずかしい問題じゃなしに解決できると思ふのです。それは、農民諸君は、隣に比べてどうだということ、しつちゅう見ているのですから、相互牽制があらわれますから、そんなやばな変な水増しのようなことをやることはありませんよ。ですから、ただこういう組織になつてみますと、その組織の運営をやつていく人が、何とかいい顔をしていなければならぬと

いうので、いろんな問題が派生する危険がある。現に、そういうことが、こういう結果を導いていると思ふのです。ほんとうに働く農民諸君ならば、偽りも何もない、作物と同じです、純真なものです。その間にうそもまかしても何も、そういう制度に切りかえていくことを十分に考えていたかどうかといふ私は思ふのです。だから畜産共済なり、家畜共済なりを今度は手を触れておらぬので、それを早急に取上げたいというときには、この必須事業である作物共済について抜本的な改正をやるという挙に出てもいい。実績を見るなんというまだるっこしいことではなしに、それは見ぬでもこんなものはつきりしているのです。そういう態度をとつていただきたいと思ふのであります。

そこで、総括的な問題は、その程度にいたしまして、各論的な問題に入つていきたいと思います。が、今度の改正で通常責任部分の一部を県の連合会に付保するといふことになるわけですね。その一部とは一体どういふ内容のものであるか、その点をお伺いしたい。

○政府委員(松岡亮君) 連合会に付保する一部と申しますのは、政令で二割ないし五割といふものを付保する予定でございまして。

○森八三三君 政令で二割ないし五割といふもの、その二割なり五割といふものは、どこでございませうか。

○政府委員(松岡亮君) 主務大臣がきめるわけでございます。

○森八三三君 そすると、具体的にふるまう単位農協組合等に対してまし

ここで、単位組合が連合会に負担する事務費的な賦課金の額については、従来の事業分量で負担しておつたものを、新しい改正による責任部分の変更

に伴う割合で負担いたしましたようにいうことになるのは、これは私は当然だと思われるのです。農家と組合との関係は変わりませんから、これは異同ありません。ふやさぬようにするといふ基本方針は貫かれる。単位農協組合等と連合会の間には、事業分量に非常な相違が起きてくるわけなんです。その事業分量の変化に応じて事務費負担も考えましようということになってくるのはこれは必然だと思ふのです。

その負担を国がしてやるといふことに
なればこれは問題が解決する。しか
し、国のほうは今までと同じで事業分
量によつて一定基準で算出をいたしま
すといふことで処理される。そうする
と、結局連合会はまん中にはさまっ
ちまつて困つちまうんじゃないかと、こ
う思ふのですが、そういうことになら
ぬでしょうか。もしならぬとすれば、
どういふ方法によつてそういう経済的

な関係で、ならないという結果を導き出そうとなさるのか。これは単位組合

は僕はそのなと思うのですよ。今までは九〇％持っていたのが今度は二〇％になってしまつて、事務費負担だけは二〇％分だけでかんべんしてくれよ、これは常識的にそうなるのです。そうしてその結果は、単位組合の事務分量に変化がなければ、農林省の御指導のとおり、農家に対する負担は極力軽減しろという方針のとおり、軽減を農家に向かつてつなげていくということになるのですね。

○政府委員(松岡亮君) これはやはり

連合会が管内の組合にどういふ割合でそれぞれの賦課金をもってもらうかというきめ方の問題になるわけですが、まず連合会の事業量は責任の量としては違ふわけですが、事務の量としては、先ほども申しましたように、あまり違はない。どの組合も二割から五割の差はございますけれども、とにかく再保してきて、仕事は、それに伴って額の大小はございますけれども、仕事は同様にあるわけです。それに必要な経費というものは、どうやって配分するかということでございますが、これは、従来の事業分量の割当てというものは、引き受け面積、それから戸数等を基準にしてやってきておるわけでありまして、そこで引き受けの面積、戸数等が変わらなければ同じような割当をやっていると思ひますが、そこに今度は新しく責任の量の差というものが出て参ります、それは異常に一つは金額であり、通常部分というものは一部でございますが、その二割から五割、こういうことになって、全体として大きな差異はないと思ひますが、その辺に連合会として何らかの反映をさせたいということが強く会員の意図として出るならば、そこは考えていく必要はあると思ひます。さつきから申し上げておきますように、私どもとしてはそこには大きな変化は生じないのではないかと、こういうふうに考えておるわけでありまして。

○森八三三君 どうも私の申しておる

ことがはつきり御理解が願えないのかもしられませんが、今まではその地域における全農家が九〇%のものを連合会で平等につけておったのでし

う。一つの連合会の中に組合が百あれば、百とも平等でしよ、全部九割。組合員数は同じ、全部上がつてきているのでしよ。今度は組合員数のほうには多少の減少が行なわれるかも知れませんが、組合員は減少する。それから反別になりますると、変わらぬかも知れぬ。変わらぬかも知れませんが、その責任分量というものは町村によつて変わりますね。九割が二割になったり、五割になったり、三割になったりするでしよ。そこで、今までは平等に九割だったから、反別制と組合員割で連合会の事業費というものの負担をするということに円満にいつておったと思うのです。今度はその連合会に賦課する責任部分というものが町村別になつてくるのだから、その比率で連合会の経費を負担しなさいということになるのは、私は当然だと思ひます。そのういふことはいいけないという指導をなさるのか、そのういふことになつた場合には、これは常識論としては決議されると思ひます。そうすると連合会の経費というものは減りますよ。連合会の諸君は非常に不安を感じますよ、そういう点をどうなさるか、こういうことなんです。ただならぬと思ひただけでなしに、私はなると思ひます。それは認識の相違だといへばそれまでですが、私は通常の考え方として責任部分が単位組合ふて連合会減るのですから、その割合で負担するというのは当然だと思ひます。そのことをどう始末されますか、混乱をしますよ、それは。

○政府委員(松岡亮君) さつきから申

し上げておきますように、異常部分については金額でございます。異常の

部分は割合大きい分でございます。それから通常部分というものは、これは組合によつて多少違ひますけれども、異常に比べればむしろ小さいのであります。その通常の部分の二割から五割、これは確かに組合によつて差が出るようでございますが、責任の量としては、組合ごとにその大きな差は出てこない、かように考えておるわけでありまして、この点は御指摘もございまして、実施に至るまでに十分検討させていただきますと思ひます。

○森八三三君 大臣がいらつしやいま

したので、私の農災法に関する質問は、一応ここで中断をいたしまして、先刻の給与の対比数字は、次回の委員会

○北村暢君 私は、昨日の農作物の被害

状況についての報告があつたわけでありまして、しかし、その内容的な問題については、概略的な被害の程度のもので、被害の状況だけが報告になつただけで、それに対する対策なり、措置というもののについては、何らの報告がなかつたわけでありまして、それに対して、いろいろ質問が出たわけでありまして、当局は、まだそれに答えるだけの準備がなかつたようでありまして、そこで大臣に、当委員会から来週早々に九州へ委員会派遣として視察に行くのでありますから、それに際して、大体農林当局としてどういふことを考えておるか、こういう点について質問をいたしたいと思ひのであります。

○委員(櫻井志郎君) 農作物の被害

状況に関する件を議題といたします。質疑のおありの方は、順次御発言を願ひます。

東等においても、ここ一週間ぐらひ

れば被害が拡大する、こういうことでございまして。そうすれば、これは全国的に相当膨大な被害になるわけでありまして、特に熊本、佐賀、福岡のいずれも三十四億から五億、四十何億という被害が出ておる。この内容的なこととはわからないわけでありまして、一番大きいのはやはり麦である、今現われておる状態では麦である。それに果樹蔬菜と、こういうことのようにござい

○渡辺勲吉君 関連であります

が、私も委員長が質疑に直ちに入る、そういう前提がなければ扱いとしては遺憾と思ひます。今も北村委員が取り上げたように、きのうは資料が取りつかないことであるから提出ができないというので、それではきょう資料を提出を願つて、その資料をつぶさに聞いた上で、きのう取り上げた問題点等を中心として質疑をするということにいたし

ておつたはずであります。しかるに、その要求した資料の提出もないままに、なければならぬ理由の説明もないままに質疑に入るといふ委員長の取り上げ方は、きわめて遺憾であります。ただいまも触れましたように、きょうの委員会の前に、西日本地区の農協農政協議会の代表者の陳情の中にもありましたように、この地区においてすら、その組織の責任によつて調査した被害総額が一十億をこえると陳情の中にうたつております。そういう、非常に想像を絶するといふ被害に対して、長雨であるから毎日々々被害額が増額することは当然である。しかし、きょうの時点において、どういふ被害の実態であるかという、そういう客観的な事情の説明なしに質疑をするといふことは、きょうと同じように抽象の繰り返しにすぎませんので、納得のいく現時点における被害の詳細なる報告をまず願つて、その上で質疑をするように委員長においては取り計らいをしていただきたい、そう思います。

○委員長(櫻井志郎君) 渡辺委員からの御発言もありましたので、農林省官房長から、昨日からきょうにかけてまとめた、なお資料の内容について、御説明をお願いします。

○政府委員(倉垣徳太郎君) 私、昨日所用がございまして、本委員会に出ましたのがおそかつたものですから、資料の御要求が、どういふ種類の御要求であつたかを十分承知をいたしませんでした。本日参りましたのが、昨日、農作物の被害概況についてという概況の御報告に相当します資料は御配付を申し上げたはずでございますが、それ以上の、農林省自身が把握しておる被害の状況とい

うのは、これは昨日も御報告、御説明を申し上げたと思ひますが、今日の十七日ごろになりませんと、集計ができません。情にございまして、それ以上のことを申し上げることが困難なものでござい

ます。ただ、各県から地方農政局を通じて六月三日現在で被害の概況に關する報告が参つたものを集計したものは、手元にたゞいまございまして、それによりまして、これは県の報告でござい

ます。この報告の集計によりまして、長雨による農作物の被害の合計額は、東海以西の二十一府県にわたるものでございまして、三百九十一億五千万円といふこととございまして、農作物の種類別に申しますと、麦類が二百五十二億円、蔬菜類が五十二億円、果樹が二十七億円、約二十八億円でござ

います。そのほか、葉類が二十七億円、そのほかにお茶、桑、水陸稲その他の農作物等、合算しますと大体約二十七億円ばかりの農作物が被害を受けておるようでございます。

で、被害の激甚な府県をあげてみますと、客観的には、瀬戸内海に面しました中国三県、及び四国四県、それから九州七県、それから東海の――東海から報告が参りました中では愛知県が激甚なようでございます。そのほか、なお調査中といふことで、報告の未到達の県もございまして、したがいま

して、現在私どもが県報告として把握しております三百九十一億――約三百九十二億といふ農作物の被害額は、今後現在のよりな天候事情のもと、また、調査の進展につれて増大が予想されるのでございまして、この報告の中には、全県下にわたつて同一日付の報告でないものもございまして、若干期

間的におくれておるものが、この中にはまじつております。したがいまして、今後、さらに地方農政局を通じて、あるいは近県等につきましまして直接に報告を求めまして、その概況の把握には努力をいたして参りたいといふふうに思つておるのでござい

ます。○委員長(櫻井志郎君) 今の官房長のお話ですが、きょうは、中間的な資料でもいい、きょう提出をして、それに基づいて、なお質疑その他があるという前提であつたのです。あなたは何か聞いておらんとされるけれども、きょう出席の農林省の政府委員もしくは説明員から、当然これは連絡しなく

ちやならんことなんで、その点は、はなはだ遺憾であります。今後、こういうことのないように注意して下さい。それから、ただいま読み上げた数字自体にしたがって、当然表にして出されたほうが妥当であるから、これも注意しておきます。

○天田勝正君 関連して。私は、まあ各委員が示したように、不思議にたえないのは、きょうのいただいた資料の後段のほうにありますが降ひようによる被害ですか、というの

は、これは五月二十二日に発生したのですし、ずいぶん時間がたつてゐるのです。そうすれば、表にして皆さんにも十分差し上げられたと私は思ひます。で、その被害の量もさることながら、やはり質も、農林省においては把握しておいてもらわれないと思ひます。たとえば、埼玉から群馬にかけて

のあの地帯は、もうひようの降ることには名産のほうでありますけれども、そういうところにおいては、たとえばひようの場合もそう、ことに浅間山の灰

が降つたという場合には、桑があれし

て、蚕が食うとしても、できた繭は普通の四分の一ぐらいに小さくなる。まことに不良であります。こういふふう

になつてゐる。ところが、今度のひようで見ますと、どうした拍子なのか、衝撃のためか、突風のたけの土砂が付着したのかどうか知りませんけれども、単に、上に付着したというだけであつたのだらうと私は想像する。そのために、蚕の食いがまことに悪いのであります。これは一つの例でありま

すけれども、そのように、鼠もあるが、被害の質といふものもあるものであつて、そういうものを、末端機關を持つておる農林省としては、いち早くキャッチされませんと、あとの対策対策といつたつて、実態がわからな

い、対策は出つてこないのですから、そういうものは、直ちに提出していただき

たいと思ひます。

○渡辺勲吉君 今、やつと被害概況が、一枚刷りで配布になりましたが、あまり言いたくないのですけれども、官房長に、新進氣鋭の、その人を

を得たことを大いに期待しておつたのですが、きょうからきょうにわたつての答弁は、大臣以上の政治的答弁に終始しておる。私は、われわれがこ

こで要求しなければ資料が出ないといふ、そういうふうな向きの姿勢が問題だと思

ふ。政府みずからが、実態をわれわれ国会に提出して、こういう事態に對

して、問題を詰めて、われわれのあり方といふものを、こゝで統一するよう

な方向に持つていく意図を持つて臨ま

れることがないために、非常に時期も失し、場合によつては、農民の大きな

憤激が予測せざる方向に発展しないとも限らない。そういう声なき声をわれ

われは政治の中に反映するのが国会の責任である。そういう点、きょうも森

委員から、この問題の提起がなければ、その問題を、この緊急な事態に処

して、国会の審議に供しようとしな

い。きょうも、こゝで資料が出たから、一応の格好はついたようでありま

場合におきましては、政府の手持ちのふすまを、相当量政府が持つておりますから、こういう政府手持ちのふすまをできるだけ迅速に量も多く、これは払い下げをして参ろう。

それから食べる麦に困るというよりは御意見もあるわけでありますが、これは食べる麦そのものがないのではあ

れは食べる麦そのものがないのではありません。これは精麦を相当量いたしまして、それぞれ流通をいたしておるのでありますから、これはひとつ、その方面で入手をしていたきたい。麦がとれなかったから、去年の麦を各農家に払い下げるなどということは、これはちよつと問題になると思うのであ

ります。だから、出回っておる麦をひとつでできるだけ購入をしていた。それがない場合におきましては、その系統に従ひまして、さらに精麦の量をふやす、こういう方針で参りたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

その他、いろいろ技術的な指導等も、それぞれやっておるわけでありま

す。これは、今回の災害に関連いたしました。幸いに地方農政局の設置をお願いしまして、御承知のようにすでにこれを現実に設置をいたしました。関係上、今回の災害におきましては、少なくとも十日くらいは早くこの災害をキャッチすることができる。そうして、今の技術指導とか救済の手段

というよりなにも、従来ならば、一々文書によって、これを各府県に通達するということになるのであります。ところが、今回は、文書が届きます前に、地方農政局に通達を口頭をもつていたしまして、農政局は、それぞれ被害各府県に職員を派遣いたしておりますから、それらの職員から県の関係方面

十五円を選挙しても、わずかに支払い額は四九%にすぎない。しかし大抵、現在の法律の中において掲げておる平均は二十円、キログラム当たりを付加しておるにすぎない現状であります。

そうなりますと、その支払い額は、最高被害でも四〇%弱にすぎない、あの六割に及ぶ取壊減収に対する所得の減少は、今の法律をもつてしてはいかんとすることができない。天災融資法を発動することであり、天災融資法は、これは何と云っても借金であります。取壊による打撃は返さなければならぬ、利息も払い、元金も払わなければならぬ、これは天災法による政府金融の借り入れでは、これは基本的な解決にはならない、私はこういう部分こそが、政府で直接に補償するということ、農業基本法が泣き出すと思うのです。農業基本法に忠実なる実体法を、この際、有史以来の災害に直面して、政府としては至急に単独立法を制定して、この国民の期待にこたえてもらわなければならぬと思うのですが、今の法律では、そういう点は何ら期待されるものがないわけであり、その点どうですか。

○国務大臣(重政誠之君) 今回の改正案によりまして、六割ぐらゐの損害補てんが可能になるのではないかと、思ふのでありますが、現状においては、その損失補てん額は少ないというところは、これは事実であります。そこで、今度改正をしようというのであります。そこで今回の被害が非常に有史以来の被害であるから、被害農家の損害の大部分を政府が補償したとどうかという御意見であります、これは私

は、制度としては非常に筋の立たぬことではないか、損がひどいければ、政府は何でもそれを個人の企業の損失を無条件に補てんをするというふうな制度は、これはとるべきでない。決して、またそういうことが出来るわけのものでもない、私は思ふのであります。

そこで大被害というつまり社会的の不安を醸成し、あるいは農業経営を不安定にする、ことに社会的の不安を生じ、生活に不安を生ずるというふうなことがあつてはならないのであります。これはその部面に対しては、政府はこれではできないだけの措置をいたさなければならぬと考へておるのであります。が、個人の損失を被害が大きいからといって無条件にこれを政府が補償するということ、あるいはこれを、これはよくど私は問題であらうと考へるのであります。そして、そういうことを内容とする立法というものは、これは私はやつてみても、ものになかなかならぬのではないかと思ふのであります。

○渡辺勘吉君 私は農林大臣に、ここで釈迦に説法を申し上げたくありますが、企業が災害を受けたのに、一々政府がしりてを拭くのは筋が通らぬとおつしやいます、あなたは今私が紹介したように、農業基本法をこらへておられる、十分御理解になつておられるはずの大臣が、自民党が無理に国会を通過した基本法をさつぱり御存じないのではないか、そういう疑念すら持たざるを得ない。農業というものは、他の産業と違つて、自然的な経済的な社会的な不利益をこらへる特異な産業であるから、政府はそれを保護助長し

なければならぬ、ということを前文にうたつておる。第一条にも、第十条の災害の条項でも、そのことをうたつておる。農家が自分の努力を持つてしても、いかんともなしにたゞたゞのうたう天災に対しては、政府はその不利益を補正する責任を基本法でうたつておる。それを他の企業と同一視して、個人の、そういう災害はこれをぬぐう、政府で見ることができないというふうな焦点をずらすところに、あなたのそのずるさがある。またあなたは、農林大臣ではあるけれども、通産大臣か何大臣か、大蔵大臣の出店的な発言じやないかと思ふ。ほんとうに農民の立場に立つ農林大臣ならば、なぜ農業基本法をまともに施策の中に移そうとする意欲をお持ちじやないのですか。農業というものは他産業と違つて特異な産業であるから、その不利益を補正しな

きやならぬ、その不利益を補正しなせんか。農業基本法でその不利益といふものは、こういう天災です、これは農家のいかなる切實感、自立自主の精神をもつて、その農業経営に精進しても避けることのできない農業のみに課せられた自然のこれは災害であります。そのことを大きく取り上げて、政府の施策として取り上げてこそ、農業が自主独立の農業の方向に、日本の農業の場合には発展するはずである、それが非常に底冷えするような施策を次々と打ち出すものでは、将来恐るべき危機に直面しているものであります。もつとこの基本法をまじめに読んで、それをもつと被害農家に愛情のある施策を大臣に講じてもらわなければ事

態は解決できない、その点について、大臣の御所見を伺います。

○国務大臣(重政誠之君) 私は、農業基本法は十分に理解をいたしておるつもりでありまして、また、農業についても十分なる愛情を持つておるつもりであります。農業基本法の第十条は、先ほど北村さんも問題にされましたが、合理的な損失のてん補ということ、合理的な損失の、すなわちこういう共同制度のようものを設けて、これによつて損失の補てんをするようにやれということでございます。で、農業の特質にかんがみて、こういう共同制度を作つて、これを有用に運用していく、農業の特質があるからこそ、その共同掛金の三分の二までを政府がこれを出している、ほかにそんなものがあるはずか。さらにできるだけこの掛金は政府が出していこう、あるいは事務、人件費等についても、できるだけ政府は、財政措置によつて助成をしていこうという、この意図というもの、そのやり方というものは、農業が他の産業に比して特異のものであるということ、これを認識しておればこそであります。また農業基本法第十条の精神があればこそである、私は考へるのであります。しかるにそれを合理的な損失のてん補の方法を講ぜず、災害がひどいといふは、人力によつていかにともしうたいものであるから、みんな損失のしりをぬぐうというふうなわけには参らないのじやないかと私は思ふのであります。それは決して合理的な損失の補てんであるとは私は考へません。

○森八三三君 大臣も愛情を持ってい

合理的に補償の措置を講じなければいけない、ところが今の災害補償法は、合理的でないとお認めになつてゐるからこそ、改正案を出してゐるのです。が、この時点において、不合理な現行法で押しつけていくというところは、これは合理的でないのです、それで、さうでしやう。合理的だといふ話は、よくわかりました。一步譲つて、合理的になつておらんから改正法を出しに

きだと、こういうことなんですね、愛
情は、概算金を仮払金とかという表現
がございましたが、これは概算金を払
うということだと思ふが、その点、
はつきりして下さい。仮払金となりま
すと、もつた金に対して金利をつけ
なければならぬことになりまして、仮
り払いではないという、これは大臣は精
神は概算払いということをおっしゃっ
ておると思ふますが、速記録には仮
払いという字が残っておりますので、
このままよろしいということになる
と利息をつけて払うということにな
りますので、概算払いということに農
法に基いて、これは私はそう理解し
ておきます。

それから、麦の払い下げ、飼料とし
て困る分は、これは現行の流通機構を
通してやってもらえたいのだとお話
がございましたが、これは私がかがで
ございましょうか。過去におきまし
ても、伊勢湾台風の場合とか、狩野川台
風とか、ほんとうに困った農家が、政
府から直接ちやうだいをしてやった事
例はたくさんあるのですよ。枚挙にい
とまがございせん。今回に限って、
そうではないということ、これは、
また、愛情の点にもどつてくるので
が、その辺はこれは、そう心配はない
のだ、これは業者の権益を侵すもの
ではない、それでよろしい。普通の状
態の流通数量をこつちによこせとい
うのではなく、特別流通の数字が、こ
に発生したから、それを直接やって
やるというので、業者の権益に何ら被害を
与えるものではない。ですから被災農
家が飼料なり、食糧にほんとうに参
つてしまつておるといふ連中に、直接差
し上げるといふことは、過去にも前例

はございまして、これはぜひおや
りを願う、これは特例ではございま
せんからお考えをいただきたい。も
し、大臣がおっしゃる通りに、現在の
流通機構を通してやればよいというこ
とになると、何となくいやらしいの
で、業者の仕事をやしていただくとい
うことで大臣が後押しをされているよう
に聞こえますから、大臣には、そんなけ
ちな考えはないと理解いたしますが、
外部からみておきますと、そうなる
しまふのです。今までの権益に食い込
むのではなく、新しく発生した臨時用
にこたえる数量ですから、この点はぜ
ひ、そういうふうに措置をしていただ
きたいと思ひます。

○国務大臣(重政誠之君) ただいまの
三点の御質問でございしますが、第一の
等外麦について、等外下の措置の問
題、これは先ほど私が申し上げました
とおり、等外下と申しましていろいろ
あるわけでありまして。今回のごとく赤
カビ病が発生して、その被害がほとんど
大部分大いのでありますと、これは御
承知のとおり実の中まで入つてゐるの
でありますから、そういうものが一割以
上入つておつたのでは食糧にならない
ことになる。だから一割以上超えて入
つておると、これは食糧にならない、下
になる。ところが、それならそれは、全部
えさになるかといへば、これまたそう
はいかない。あるいは馬に食わせれば
馬が死ぬる、豚、これもいけない、そ
れよりか少々よい入つていても牛な
らいいとか、いろいろあるようであり
ます。そこでえさになるものを仕分け
をして、これをえさとして買い上げ
る、農協等を通して措置をする、それか
ら、それでもえさにならぬというよう

なもの、これは農業共済の面から、
これは収穫がなかつたものとして、つ
まり損害金にそれを繰り入れて共済金
の算定をする、こういう措置を講じた
らどうか、こういうふうに私は考へて
おる次第であります。

それから第二のものは、おつしやる
とおりであります。私は仮払いと申
しておりますが間違ひでありますして、
概算払いでございまして。
それから、食糧麦の払い下げの問題
は、これは何も私が業者の肩を持つ
でも何でもありません。ただ、今、森さん
の言われた、はつきり言われなかつた
のであります。おそろくそういうこと
を御要求になる下心は、安く出せとい
うことだろうと思ふのです。安く出さ
ないなら、私の言つておりでありま
す。ところが被害を受けて麦が取れな
いから飯米に困るから安く出せ、こ
ういふことの御要求だと心得るのであ
りますが、私の考へでは、安くして食糧
が損をするというようなことは食糧制
度は引き受けがたいじゃないかとい
う気がしてゐる。食糧の中に、いや社
会制度だ、いや社会保障だ、いや災害
の共済だといふので、中を侵食せられ
ることは私は明瞭でないと。思ふ。であ
りますから、やはり別途に買ひ。金が
なければ金を貸すとか何とかいうよう
な方法を講じて、そして精麦なら精麦
を購入するといふような方向のほうが
いいのじゃないか、こういうふうに私
は今は考へておるわけなんです。ただ、そ
ういふ場合に、これは食糧の一般の価
格によつて、そういう方面に払い下げ
をするという場合に、その払い下げた
ものが、これが、そういうことではない
と思ひますけれども、これがまた政府

に還元せられるようなことがあつて
は、これは意味をなさないのでありま
すから、そういうものは、ちゃんと一
定のところで精麦をして渡すとか何と
かいようなことを考へれば、それは
できないことではないのであります。が、
その必要があるかどうか、要するに安
くなければ、これは要らぬのじゃない
かと思ふのであります。ところが安
く売るといふことは、先ほど申しまし
たようなことではいかげなものかと私
は思つておるような次第であります。

○森八三三君 第一の点で、ちよつと
前進したお答えがございまして、これ
は感謝申し上げます。買ひ上げをする
という言葉がございまして、それは等
外麦についてえさにもならぬもの、そ
れから食糧としてはもちろん不向きな
もの、これは始末がございせん。食
糧事務所のほうでも協力して、その仕
分けをする。そこでえさとして間に合
うものについては買ひ上げという言葉
をおつしやいましたが、ぜひともそ
ういふ措置をしていただきたい。これは
速記録にとり、残りますので感謝を
申し上げます。

それから第二の点は、私の申し上げ
たとおり大臣の表現の違ひがございま
す。これは納得をいたしました。

第三の点は、ちよつと違ひの点です。
それは必ずしも精麦いたしませんでも、
私の子供の時分には、麦をそのままぐ
づつ煮てしまつて食べた、いまし麦と
いいますか、あるのです。だからこ
ういたしますれば被災農家は麦をち
やうだいして、それをすぐそのまま加工
せずに食糧にしてしまふといふことも
せられます。それから精麦しなければ
ならぬ場合にも、共同精麦いたします
とぬかが残ります。これが貴重品な
んです。これがすぐえさになりますか
ら。精麦のほうへ渡しますと、ぬかが
御承知のように非常に高くなつてしま
う。たいへんなことになつてゐること
が現実なんです。ですから、食糧とし
て利用することを、そのまますばり
使つてしまふ場合には、加工してもら
わぬでもよろしい。その手数が省かれ
るだけ安くなる。安いものをくれるか
ら払い下げ価格が一緒でも農家は納得
します。それから精麦を共同でやりま
すればぬかが残る、あるいは小麦でこ
ざいますればふすまが残る。その残る
ふすまは、小麦ぬかは、えさのほうへ
原価で回つていきますといふことで非
常に助けになります。といふことでこ
ざいますので、要求せぬものをやれと
申しません。そういう要求があつた場
合には、先例もあることとございま
すから、大臣も今、固執はしないとお
つしやいましたので、これはぜひひと
つ固執をなさらないで、直接といふこ
ろは直接やってやるといふ道を開い
て、その場合、もう一ぺん政府に還元
してきて——ここの麦で買つてくれ
なんて言つて、原価で払つておいて、
今度は政府買入価格でまた還元して
くる、これは、その農家はけしからぬ
と思ひますから、その点は取り締まりを
しなければならぬ。払い下げを受け
る団体には嚴重な責任を持たせなけ
ればならぬ、これは當然のことであり
ますので、不正の具に供することはい
けませんから、これは嚴重に取締りを
していただきたいと思ひます。

○國務大臣(重政誠之君) 先ほどの第一点の、買い上げと言ったら政府が買

いうことで、すでに発動をいたしてお
ります。それでもなお足りない、こと
に、これからまた雨が続きますと、関
東のほうも被害がだんだんにひどくな
るというようなことを想定いたします
と、それだけでは足りない、こういう
ことでありますので、現に食管におい
て持つております麦の発芽試験をいた

ね。そこで食管法で買ひ上げられぬことは私も建前としては理解いたします。そこで渡辺君も言いましたように、特別立法とか、あるいは法律の改正という臨時措置が必要になつてくると、こういうことなんです。そこはぜひひとつ、お考え願ひませんか、現在の農炭法で救われるということではな

たつても十日たつても、農林省は被害の実態がわかりません、これは県の數字でございいます、これでは、私はやはりちよつと権威がなさすぎると思うのです。したがつて、これは統計調査部の災害調査のやり方の問題に關連してくるのでありますけれども、私は業務の実態を見ましても、決して統計調査

ということはありませんけれども、一応局地的な被害なんですから、そういうものが、まだ出ないといふのはおかしい、これはやはり統計調査部の統計の業務運営上の近代化がなされていない面が非常にあるという点を、ひとつ十分反省していただきたい。

それからもう一つは、今いろいろ大臣から対策について、数字は示されませんでした。一応の方針は示されたわけであり。しかしながら、これ全部であるとは考へておりません。そのほかに農林省だけで対処できない問題ももちろんあります。そこで、きのうはこの委員会がありまして、きょう直ちに省議で災害対策本部を設けたと、こういう御報告ですから、これは私は、先ほど来、渡辺君が盛んに指摘しているように、おそ過ぎたと思ふのです。

相当、これはもう前から騒がれている問題なんです。それから、もう一つ対策本部を設けて対処すべきだと思ふのです。が、いづれにしても、せっかく対策本部が設けられたのでありますから、ぜひひとつ、今後における応急対策、恒久対策について十分な対策をして、数字的なものをもつて、ぜひひとつ今後の委員会で視察等に行きました後に、またこの問題が出てくると思ふますから、報告をしていただきたい。

いづれにしても基本法の問題、あるいは農業災害補償法の第一条の問題、解釈上のいろいろな問題の疑義が私もあり。大臣の解釈とはだいぶ違つたもので、解釈上のズレもあるようであり。きょうはもう時間も時間もありません。きょうはもう時間と思ふますが、十分でないのですが、きょうはこの程度で打ち切つていただいて、来週また、ひとつ対策本部の練れたひとつ報告を、数字を示してやつていただきたと、このように要望して質問を終わります。

○国務大臣(重政誠之君) ちよつと言だけ申し上げて御了解を得ておきた

いと思ふますが、大体、降ひよりの被害の結果は、今月の十日ごろに結果が出ると思ふます。それから、先ほど申しましたように、長雨のほうは、十八、九日ごろには、その結果が出ると思ふます。いろいろ統計調査部についての御意見もございましたが、これは大いに御意見はありがたく承つて、今後の運営の注意をいたしたいと思ふますが、今回の長雨の被害につきましても、先ほど申ししたとおり、六月一日現在でやることにやむなくいたしましたわけ。ただ手が足らぬとか、職員活動が十分でないとかということではないのです。普通であれば、五月一日には調査ができることになるのであります。が、こういう長雨でありますから、何といたしまして、被害調査はその正確を期するということに基本になつておりますので、五月一日の調査では、どうも被害がわからない。まだ大きくなる、十五日にやつてみたら、まださうだ、こういうことで六月一日調査といふことにいたしました。一斉調査、これはいつでもやるわけであり。そこで、今度は、これはよいけないところかもしれないが、大体被害報告といふものは、各府県から出てくるのはずいぶん大きなものが出てくるのであります。今お配りいたしましたのも、これは同じ日付でやつていっているのではないわけであり。五月の二十二日ごろのもあれば、五月十五日のものもあるし、県によつてまちまちの数字だけを、さういふことで並べたわけであり。が、それらの数字より、私が冒頭に申しましたように、私はもっと大きいのではないかと考へておるくらいで

ありまして、調査の正確、被害の額の正確を期するから、やむなくおくれをいふことを、ひとつぜひ御了承をいただきたと思ふのであります。地方へお出かけをいただきますれば、統計調査部の職員諸君とも御懇談を願う機会もあるのではないかと考へるのであります。が、さういふ際には、ひとつよくお聞きを願ひたいと思ふますが、さういふわけでありまして、決して統計調査部の職員が活動が敏速でないとか、どうかという問題ではないのであります。被害の額の正確を期す上から、さういふふうになつたといふことをひとつ御理解をいただきたと思ひます。

○天田勝正君 私も時間がありませんから、二点だけ指摘しておきたいと思ひます。

今も北村君からも指摘がありました。が、どだい、政府の発表というものが、農林省ばかりでなく、金くおそ過ぎるのです。今度の降ひよりにしまして、も、簡単な人命の問題でも、新聞には埼玉四名、群馬四名死んだと、こう書いてあります。事実は埼玉五名であるのだけれども、これは農林大臣に文句を言つたところで、どうも欠席の生徒をしかつていられるのに、出席の生徒が小言を言われる類で、ここで言つてはどうかと思ひますけれども、その一例でわかりますように、なるほど即死が四名だった、そのあと意識不明が回復しないで間もなく死にましたから五名になつてしまったんですけれども、そのことは新聞記者がキャッチして四名と書けば、中央の機関までも、それは四名なんだ、さういふふうなことで処理さ

れては、事、人命に関する問題は大いへんなんですよ。ですから、やはりわかり得ない部分も確かにあるのであります。しかし、わかり得る部分についてはやはり、ことに災害の問題については、私は農林大臣におかれても、所管の事項のみならず、各省ともひとつ連絡されまして、なるべくすみやかな、たとへば第一次発表という形でもよろしいと思ふのですが、今後、さういふふうなひとつ努力していただきたいと存じます。

それから、現行法とまた特別立法の問題で、充實策に買言葉式な答弁がありました。確かに現在の法律によつては足らざる点があるのであつて、何も渡辺委員にしたら、何でもかんでも補償しろといふことを指摘されたとは、私どもが聞いては聞けなかつた。しかし、今までの既存法律では足らざる点があるもので、特別立法の必要がありはせんかという観点で申されたと思ひます。私は今度の災害を見て、つくづく思ひますのは、確かに政府の選択的拡大という言葉が農民の生活の事態からしまして、さうならざるを得ないからさうと合致した。そのために農業であるとか、果樹であるとかいふものを盛んに始めておられる。ところが農業法改正、別途にきょうも審議したわけですが、今度改正されて、よくなつた部分もあるけれども、しかし、その選択的拡大を奨励されておる農業であるとか果樹であるとかいふものは、これは農業法に入つておりません。しからば何によつてやるかと、さういふことになる。さうして災害の規模によつて天災融資法もど

うもだめらしいといふふうなことになる。長雨のほうは、大臣もさつき見込みを言われたのでありますから、多分よからうと私も察知いたしますけれども、ひょう害のほうは、大体三十億くらいだ、これのほうは一体あぶない、さういふことになりまして、東京に農業を供給している地帯において、われわれのほうのあの十六億の災害のうち、額が非常に多いといふのは、半分が農業なんです。そのほうはお手上げなんです。何とも措置がないと、さういふことになるんですね。おそれる長雨は、この状態が九州、四国あるいは中国三地域に、全般的にさういふものが起きていられると思ふのです。これは局地的じゃなくて。

さうなれば、これは既存の法律で、いかにどうやうなつてできつたのであります。でありますから、きょう、僕は答弁を求めませんから、次の機会までには、やはり統計等が集まつて参りまして、それから、それとにらみ合せて、何らかひとつ、現行法を幾らか筋を曲げてでも、できるならばできる、あるいは、どうしても特別立法をせざるを得ない部分があるといふようなことを御検討の上、ひとつ御報告願ひたいと、お願いしておきます。

○国務大臣(重政誠之君) 降ひよる地域——群馬、埼玉、栃木三県のあの災害につきまして、天災融資法の発動があるかどうかということについて御心配の御質問であつたと思ふのであります。が、私は、大体、天災融資法の発動をやりたいと、さう考へております。一応五十億とかなんといふこともござ

いますが、しかし、それは普通の原則的なことでありまして、ああいうふうな局地的に非常に猛烈な災害のあったような場合は、おのずからこれは別の考えをしなければならぬ、こういうふうには私は考えておるのであります。これは今、融資法の発動をいたしますとは御答弁申し上げますが、これはもう最大限の努力をいたし、御期待に沿うことができるように努力をいたします。

○委員長（櫻井志郎君） 本日はこの程度とし、これをもって散会いたします。

午後四時五十四分散会

昭和三十八年六月十二日印刷

昭和三十八年六月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局